

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込・円)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 (随意契約理由番号)</u>	WTO
1	令和7年度 大阪市役所本庁舎ボイラー用真空給水ポンプ修繕	給排水衛生冷暖房工事	株式会社荏原製作所大阪支社	1,216,600	令和7年12月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎ボイラー用真空給水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 萩原製作所

3 隨意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和設備において、空気を加湿するために使用する真空給水ポンプの部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎のボイラー用真空給水ポンプは、(株)萩原製作所がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置していることから、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）